



平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外265名

被告 日本原子力発電株式会社外1名

平成27年9月17日付原告ら準備書面（27）中の
求釈明について

水戸地方裁判所民事第2部 御中

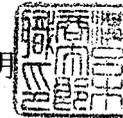
平成27年12月3日

被告日本原子力発電株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘章



弁護士 井上 響太



略 語 表

本件発電所

東海第二発電所

格納容器

原子炉格納容器

東北地方太平洋沖地震

平成23年東北地方太平洋沖地震

被告日本原電は、平成27年9月17日付原告ら準備書面(27)の「第2 被告日本原電に対するプラントデータに関する求釈明」(9頁)及び「第4 被告日本原電に対する電源に関する求釈明」(14頁)に対し、以下のとおり回答する。

第1 プラントデータに関する求釈明事項について

被告日本原電は、原告らが交付を求める本件発電所の格納容器内の放射線量及び水素ガス濃度に関する各データについて、当該データを保存した記録媒体(CD-ROM)を原告ら訴訟代理人に対し送付する方法により提出する。当該CD-ROMについては、裁判所及び原告ら訴訟代理人に対し、本日郵送する。

なお、当該データの計測箇所については、図1に示すとおりである。

第2 電源に関する求釈明事項について

1 求釈明事項1(停電の経緯)について

本件発電所においては、東北地方太平洋沖地震の影響により原子炉が自動停止(スクラム)した後外部電源が喪失し、原子炉保護系母線の電源供給が遮断された¹。この電源供給の遮断により、同母線に接続されているプロセスコンピュータ及びナトラス等の一部の検出器が停電した²。

¹ 本件発電所においては、275kVと154kVとの2種類の外部電源に加えて、非常用ディーゼル発電機から電源供給を受けることができる。これにより、外部電源のうち275kVが喪失した場合であっても、154kV又は非常用ディーゼル発電機からの電源供給に自動で切替わり、電源が確保される。

原子炉緊急停止系は、上記の各電源から原子炉保護系母線(A系・B系)を経由し電源供給を受けている。原子炉緊急停止系は、外部電源のうち275kVが喪失した場合、この原子炉保護系母線(A系・B系)の両系統の電源供給をいずれも自動的に遮断し、原子炉緊急停止系の電源を喪失させることによって、確実に原子炉が自動停止(スクラム)する設計となっている。

² 平成27年2月26日付被告日本原電準備書面(5)中の図9及び図10記載の検出器が停電した。また、同準備書面中の表1に記載した再循環系流量の記録計、プロセスコンピュータ及びナト

2 求釈明事項2（停電時間の差異）について

平成27年2月26日付被告日本原電準備書面（5）（以下「被告日本原電準備書面（5）」という。）中の図9及び図10に記載した原子炉水位（広帯域A系）と原子炉水位（広帯域B系）の検出器停電時間が異なるのは、これらの検出器が復旧した時刻が異なることによる（なお、停電した時刻はいずれの検出器も同じである）。

すなわち、被告日本原電は、まず、被告日本原電準備書面（5）中の図10の原子炉水位（広帯域B系）の検出器が接続されている原子炉保護系母線B系の復旧操作を行い、平成23年3月11日16時11分に当該検出器が復旧し、プロセスコンピュータのデータ採取も同時刻から再開された。そして、原子炉保護系母線B系の復旧完了後、被告日本原電準備書面（5）中の図9の原子炉水位（広帯域A系）の検出器が接続されている原子炉保護系母線A系の復旧操作を行い、同日16時37分に当該検出器が復旧し、プロセスコンピュータ及びナトラスのデータ採取も同時刻から再開されたものである。

3 求釈明事項3（電源供給・電気信号概略図）について

被告日本原電準備書面（5）中の図1，図3及び図5は、「指示計に伝達される検出器」の概略を図示したものである。一方、図7ないし図13は、「記録計，プロセスコンピュータ及びナトラスに伝達される検出器」の概略を図示したものであって、「指示計に伝達される検出器」の概略を図示したものではない。

以 上

ラスの検出器も停電した。

図1 本件発電所の格納容器内のガンマ線及び水素濃度計測箇所概略図

〔出典：被告日本原電作成〕

